国費外国人留学生の資格外活動についてのガイドライン

国費外国人留学生（以下「国費留学生」という。）は日本政府から学修及び生活のために給与の支給を受けていることから、国費留学生が資格外活動許可を得て報酬を伴うアルバイトを行う場合は、学修に支障が生じない範囲で、本学所定の手続きを経て行っていただくこととします。

１．国費留学生として望ましい資格外活動

（１）自らの学修や研究活動に資する業務
（２）公的機関の依頼に応じて行われる業務
（３）地域社会との交流や地域貢献に資する業務
（４）日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する業務
（５）日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する業務
（６）インターンシップなど将来の日本への就職に資する業務

２．資格外活動許可の申請に関する手続き

報酬を伴うアルバイトを行う場合は、入国管理局から資格外活動の許可を得る必要があります。手続き方法は下記をご覧ください。

https://www.soken.ac.jp/campuslife/international/immigration/

３．注意事項

（１）資格外活動許可は出入国管理庁が行うものであり、申請を行っても許可されないケースがあります。いかなる場合においても、資格外活動許可を得る前に報酬を伴う活動に従事することはできません。
（２）活動できる時間は１週間につき 28 時間（長期休業期間にあっては１日につき８時間）までです。
（３）休学期間中にアルバイトはできません。
（４）風俗営業、風俗関連営業を行っている店でのアルバイトはできません。
（５）報酬を受けないインターンシップについては、資格外活動許可を得る必要はありません。